

地方運輸局自動車技術安全部長 殿
内閣府沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局自動車情報課長

令和2年7月豪雨に伴う抹消登録申請時の特例的取扱について

所有する自動車が自然災害等の被害にあった所有者から道路運送車両法第15条第1項に基づく永久抹消登録の申請があった場合は、平成18年1月30日付国自情第166号、国自技第232号「自動車登録業務等実施要領」に定めのあるとおり登録の原因を証する書面として、「罹災証明書」を求めているところである。

今般、令和2年7月豪雨においては、自動車が流出や土砂に埋まる等の被害が多く、「罹災証明書」が交付されず永久抹消登録ができない場合があるため、申請者の不利益を被ることのないよう下記の特例措置を講ずることとする。

については、本取扱について了知いただくとともに、管下支局等あてに周知方願いたい。

記

1. 必要となる書面・情報の特例措置

①原因を証する書面（罹災証明書又は被災証明書）

入手が困難である場合、申請人の申立書（様式1）をもって「罹災証明書」に代える。

なお、被災地域以外において登録されている自動車に係る申請については、豪雨災害時に当該地域に所在していたことが分かる具体的な説明の記載を求める。

②申請に必要な情報

自動車登録番号、車台番号が不明である場合、納税証明書等により自動車登録番号又は車台番号のいずれかが分かり、自動車を特定できれば、申請書を受理する。

2. 被災車両であることの記録について

今回の豪雨災害に係る「罹災証明書」又はこれに代わる申請人の申立書（様式1）が添付された抹消登録申請については、自動車登録ファイルに被災車両である旨の記録を必ず行った上で処理すること。